

## II 発達障害者に対応する相談支援体制の在り方に関する研究

### 1. 問題の所在と本研究の目的

周知のように 1995 年に策定された「障害者プランナーノーマライゼーション 7 カ年戦略」における「総合的な支援体制の整備 (VI-5)」という提起によって、「身近な地域において、障害者に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口 30 万人あたり概ね 2 カ所ずつを目標として実施する」施策が登場し、身体障害者については「市町村障害者生活支援事業」、精神障害者については「精神障害者地域生活支援センター」、そして障害児・知的障害者については 1990 年から先行して始まっていた「心身障害児(者)地域療育拠点施設事業(コーディネーター事業)」をリニューアルした「障害児(者)地域療育等支援事業」という 3 障害それぞれの相談支援事業としてスタートした。相談支援の体制づくりと技法については 2002 年 3 月に「障害者ケアガイドライン」としてまとめられたものの、当然その対象像に「発達障害」は入っていない。

その後、相談支援事業とその在り方及び制度的基盤それ自体が制度改正の波に翻弄されていく。2003 年度の支援費制度導入にあたって期待されたはずの相談支援事業がそれまでの国庫補助事業から一般財源化され、3 年余りで破綻した支援費制度を引き継いだ障害者自立支援法では「障害種別を越えた総合相談」を標榜したものの、市町村事業化された上に、財源も交付税と地域生活支援事業における統合補助金に二元化された。この間の相談支援事業者や地域の相談支援体制が力強く育っていく条件整備は極めて脆弱であったと言わざるを得ない。

一方、こうした厳しい状況の中、1990 年代から相談支援事業に取り組み、その推進に取り組んできた第一線の実践家たちが障害者自立支援法の見直しにむけた障害者自立支援調査研究プロジェクトの一環として注目すべき研究を展開してきている。

まず 2007 年度には「地域移行を可能にする相談支援体制に関する調査研究」の成果として相談支援事業のあるべき標準業務を言語化した。詳細は同報告書<sup>1)</sup>にゆずるが、①地域のニーズを把握する、②インテーク、③アセスメント、④支給決定(個別支援会議とサービス支給決定の連動)、⑤個別支援計画の作成、⑥モニタリング、⑦ネットワークの構築、⑧地域診断、⑨社会資源の改善・開発という 9 つの相談支援のフローに沿って標準業務が細項目にわたって整理されたのである。このことにより、相談支援体制づくりの具体目標を設定することが可能になった点が最大の成果といえるだろう。

<sup>1</sup> 牛谷正人、他(2008)『相談支援事業運営マニュアル～平成 19 年度障害者保健福祉推進事業・地域移行を可能にする相談支援のあり方に関する調査研究事業・研究事業報告書』、社会福祉法人 オープンスペースれがーと

続く 2008 年度にはこの「市町村・相談支援事業の役割・業務フロー」に沿った自己点検・自己評価尺度（相談支援振り返りシート）を作成し、試験運用を行ってツールとしての妥当性・精度を検証している<sup>2</sup>。この自己点検・自己評価尺度によって標準業務をどのような観点から評価すればよいか明示され、知的障害・身体障害・精神障害それぞれに総合的に対応できる相談支援体制づくりの指針を手にしたことになる。

これらの検討にはいずれも発達障害は入っていないが、発達障害者だからといって特別な標準業務があるわけではない。ただし、発達障害者、とりわけコミュニケーションや対人関係に独特の特性・困難さをもつ高機能広汎性発達障害者への相談支援を想定したときに、特別に留意・配慮すべき事項が存在することは容易に想定される場所である。本研究の目的はこの「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の有無とその具体的内容を検討することにある。

なお、2007、2008 年度の相談支援に関する研究は、2009 年度に「新しい相談支援事業の方向性をふまえた相談支援専門員および事業所育成のあり方に関する研究」として次の 3 点について検討しつつ、モデル研修を実施している。

- ①専門職団体として、制度の枠組みに左右されない相談支援のあるべき姿とそれに沿った人材育成方を提示
- ②国が実施する初任者・現任研修の平準化に向けた研修のあり方提言、教材等の検討
- ③初任者・現任研修と現場実務をつなぐ実践型研修プログラムの開発

本研究で「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」が一定程度明らかになれば、その成果をこうしたモデル研修に組み込むことも可能になる。障害者自立支援法にかわる新法においては発達障害・難病・高次脳機能障害が具体的なサービス対象になることが謳われている現状からしても、将来的に市町村相談支援事業は発達障害者を法制度上も対象とすることになるだろう。その意味でも本研究の課題設定はパイロット・スタディとして喫緊の課題であるといえる。

## 2. 方法及び手続き

### (1) 第一次シートの作成

日本相談支援専門員協会版の「相談支援振り返りシート」のうち、「Ⅰ個別ケースに対する相談支援」5項目（インテーク・アセスメント・個別支援会議の開催・個別支援計画の作成・モニタリング）及び「Ⅱ地域全体をデザインする相談支援」4項目（地域のニーズ把握・ネットワークの構築・地域診断・社会資源の改善／開発）合計9項目の細項目それぞれについて、「発達障害ゆ

---

<sup>2</sup> 加瀬 進、他（2009）『相談支援事業自己評価マニュアル～平成 20 年度障害者保健福祉推進事業・相談支援事業機能強化のための評価に関する調査研究事業・研究事業報告書』、社会福祉法人 オープンスペースれがーと

えに特別に留意・配慮すべき事項」の検討欄 7 領域（①本人の受容、②家族の受け止め、③支援の順序・組み立て、④障害特性への配慮、⑤相談支援へのチャンネル（掘り起こし、連携）、⑥相談継続への配慮、⑦その他）を設け、研究協力者である加藤恵氏（半田市障害者相談支援センター）にたたき台となる第一次シートの作成を依頼した。

## （2）第一次シートのブラッシュアップ

第一次シートをもとに研究協力者に 10 項目 7 領域を分担し、書き込みを依頼し、集約～協議～担当者を変えての再書き込み～協議というブラッシュアップ作業を 10 月研究協議会、12 月研究協議会、1 月研究協議会で行い、「発達障害版振り返りシート（暫定版）」を作成した。これを全国 79 カ所の発達障害者支援センターに対して照会をかけ、項目・内容の妥当性についてアンケート調査を行った。

なお、アンケート調査は「発達障害版振り返りシート（暫定版）」に意見をいただく欄を設けた調査シートと回答者の基本情報を記入いただくシートで構成した電子ファイルを作成し、これを研究代表者の HP からダウンロード頂き（依頼文は別途郵送）、電子ファイルで回答を送付頂くという手順をとった。調査期間は 2010 年 2 月 1 日～2 月 12 日である。回収率は以下の通り。

発達障害者支援センター 送付数 79、回収数 25、回収率 31.6%

なお、各発達障害者支援センターの基本情報を記入頂くシートに、発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携に関する必要性認識、現状評価、工夫と課題についても記入を願った。この点については最後に補論としてまとめておく。

### 3-1・結果 1：「発達障害版振り返りシート（暫定版）」の概要

このシートは詳細かつ量的にも多いので、アンケート調査結果を踏まえて修正を加えた「発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009」を結果 3 で掲載するのみとし、ここでは暫定版シートに盛り込んだ「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の概要を記しておくこととする。

#### 3-1-1：個別ケースに対する相談支援

##### （1）インタビュー

相談支援振り返りシートでは中項目として 3 点、即ち①相談支援事業所の基本姿勢、②相談支援専門員の基本姿勢、③場所・手段・方法が設定され、それぞれ 2～4 の細項目に分かれて

いる。①についてはアウトリーチの提起、②については利用者に寄り添う姿勢、③については利用者本位の工夫を強調している点が特徴である。

### 1) 相談支援事業所の基本姿勢

①のアウトリーチを重視する相談支援事業所の基本姿勢について、発達障害者に関しては「気づきの促し」と「適切な支援機関への誘い」を導くパンフレットづくりやその実際的な配置が浮かび上がった。たとえば「①発達障害の障害特性がわかりやすく説明しており、②どの障害特性項目が、どのように、どの程度組み合わせると、どの発達障害に該当するかという判断の手がかりが示されており、③具体的に相談できる事業所等の連絡先と連絡するときのルールが明示されている、といった発達障害者向けパンフレットの工夫が必要」であり、それを「未診断の発達障害の方とつながるため、そうした方の相談を少なからず受けている就労支援機関やひきこもり支援機関等との連携を強化」しつつ、「特別支援学級のない学校の先生や保護者にも支援機関の情報が届くような取り組み・しくみづくり」を進める、というようにである。

なお、たらいまわし感を持っている当事者・家族も少なくないという実態があることから、「なぜ、障害者の相談支援事業所に来たのか」ということ事態を一緒に探っていく必要がある、という留意点は現在の発達障害者とその家族が置かれている状況とそこへの配慮の必要性をにじませるものとなっている。

### 2) 相談支援専門員の基本姿勢

ここでの基本は「利用者に寄り添う」ことであるが、発達障害の特性を理解したうえでの配慮事項が複数指摘されている。たとえば「十分な時間をとって相談を受ける」という一点を取り上げただけでも「本人に障害の自覚が少ない場合、困り感の愚痴を延々と聞くことになってしまう場合があるので、そのような場合には「困り感の原因を一緒に探しましょう」と目的を明確にする必要がある」と同時に、「障害特性により、話し始めると止められないタイプの人もいることから、必要に応じて相談開始時に終了時間をあらかじめ伝えるなど、事前に時間設定を行うといった対応をして見通しが持てるようにする」というようにである。この障害特性に配慮した対応としては、初回面接時の場所や同席者の配慮、話されている内容に関する5w1hの確認、メモをとることと本人への確認などが基本的な配慮事項として挙げられた。

### 3) 場所・手段・時間等

この点についても発達障害者、とりわけ高機能広汎性発達障害者の場合、本人独自のルール

や理由を有していることがあったり、字義通りの解釈に固執する傾向があることなどから、「FAX、メール等、視覚的な手段を用いる場合、その内容や表現方法が誤解を与えないものにする」、「相談場所として、本人が自宅を選んだ場合、自分の考えだけで決めていることも想定されるので、家族の了解が得られているのかの確認が必要」、「いつでも連絡がとれるという安心感は大切であるが、人によってはそれが不安定要因になることがあるので、緊急時も含めて連絡をとる際のルール作りを行う」といった配慮が必要になる。

## (2) アセスメント

アセスメントの中項目は①相談支援専門員の基本姿勢、②情報の収集と整理、③客観性の担保の3項目からなり、①については本人中心、②についてはアウトリーチとネットワークによる現場主義の情報収集、③については第三者との協働が謳われている。

### 1) 相談支援専門員の基本姿勢

ここでも利用者と直接会った上での本人中心主義が基本であるが、発達障害者の場合、メールや電話相談から面談への息の長いアプローチが必要な場合があることや、ディマンドとニーズに大きな乖離があったり、実現可能性に大きな差があるニーズを「同時に解決してくれなくては困る」といった強い思い込みにとらわれているケースも少なくないことから、発達障害の特性に習熟しつつ、面接技術を高める必要性が指摘されている。

### 2) 情報の収集と整理

発達障害者の場合、関係者からの情報収集に際して、丁寧なインフォームド・コンセントを心がけることが本人との関係作りをスムーズにするためにも、通常以上に重要になることが細項目それぞれにわたって指摘されている。また、本人も何が原因で困惑等が生じているかわからない、あるいは、そもそも困惑しているということ自体を意識化できていない場合があるなど、障害特性に配慮した「ニーズの協働探索」が強く求められる。

### 3) 客観性の担保

ここでいう客観性の担保とは家族・利用機関からの聞き取り、行政や専門機関との協働によるアセスメントの実施を意味しているが、ここでもやはり丁寧なインフォームド・コンセントが重要になる。とくに本人が家族や関係者に対して拒否的な思いを持っている場合の対応が重要になる。

### (3) 個別支援会議の開催

中項目は①トータルな生活支援における個別支援会議の開催という 1 点であるが、細項目が i : 相談支援事業所による主体的開催、ii : 会議における必要なサービスや社会資源の明確化、iii : 会議の随時開催、iv : 迅速な召集体制、v : 臨機応変な参加者体制、vi : 実質的な開催の実現、vii : 利用者ニーズの共有、viii : 個別支援計画と支給決定の連動という一連のフローとして示されている。ここでは発達障害の配慮事項の方から各細項目に関する留意事項をまとめておきたい。

#### 1) 本人なりのルールや独特の認識の仕方がある

「i : 相談支援事業所による主体的開催」、「ii : 会議における必要なサービスや社会資源の明確化」、及び「vii : 利用者ニーズの共有」にかかわって、高機能広汎性発達障害の場合、本人なりに相談しやすい人がいるケースにおいては初回の対応いかんによっては関係の悪化がありうることへの配慮が求められる。また、協働を求める先の社会資源が十分に発達障害に対応できるか否かの判断も必要であると同時に、繰り返し指摘してきたようにインフォームド・コンセントを進める上での情報共有が重要性となることなどが指摘できる。

#### 2) 予定変更の苦手さへの配慮

「iii : 会議の随時開催」、「v : 臨機応変な参加者体制」については、いうまでもなく、本人が日程の見通し・参加者の変更を理解できているか、どのようにそれを伝えられるかを把握したうえで、会議の趣旨や必要性など、ルールと例外について説明していきながら事前調整を行うことが必要になる。

### (4) 個別支援計画の作成

個別支援計画作成の中項目は①相談支援専門員の基本姿勢、②利用者の尊重、③関係機関との連携の 3 点で、①については業務プロセスにそった、必要なケースすべての計画作成、②については利用者の意見の尊重とインフォームド・コンセント、③については情報共有・役割分担・協働による地域開発が挙げられている。

#### 1) 相談支援専門員の基本姿勢

これまでに指摘してきたように発達障害の特性に応じた対応をしつつ計画作成をすすめることを前提とした上で、継続的な支援が必要と判断された場合、本人及び家族にもその必要性を

理解してもらうための説明が適切になされているか、家族の発達障害に対する理解の度合いを把握しながら進めているか、などに留意する必要がある。

## 2) 利用者の尊重

この点については障害特性への配慮が極めて重要になる。例えば、「言葉は巧みだが実は自分の意見や要望を言えていない、他人に言われたことを自分の考えと勘違いしている、「支援会議における正解」を言おうとしている等がありうるので、その言葉が本人の意見なのか、誰かに言われたの表現なのか整理をして聞くこと。場合によっては様々な場面において選択肢を提供するなどの支援が必要になる。」などはその一例である。

また本人と家族の障害受容の程度に応じた支援計画作成という視点も重要で、障害受容の状況に応じては、特に計画内の表現にも配慮しながら、どの段階までの受容ができているのか整理と確認が必要である。

## 3) 関係機関との連携

まず第一に、本人と家族の障害の開示および受容の程度を配慮し、どこまでに伝えてよいのか、誰までには伝えてよいのかを把握する必要がある。その上で、それぞれの関係機関が同じ方向で支援を行っていくための共通理解ができるかどうか重要であり、そのためにはそれぞれの価値観ではなく、本人の価値基準というもの絶えず確認しながら進めていく必要がある。

## (5) モニタリング

モニタリングの中項目は①個別支援計画におけるモニタリングの実施、②個別支援計画の実施状況の把握の2点であり、①については利用者主体のチームアプローチによる実施、②についてはアウト・リーチがポイントとされている。

発達障害固有の配慮は①個別支援計画におけるモニタリングの実施、②個別支援計画の実施状況の把握いずれについても共通して、インフォームド・コンセントと障害特性に配慮した実施が必要ということになる。

本人の受容の状態に基づき、訪問すべきかどうかを的確に判断すると共に、実施する場合の時間帯や話すべき内容に配慮する。また計画の変更に対して本人の同意を得ることも重要であり、なぜ変更が必要なのか、計画を変更した場合の理由を順序立てて本人がわかる方法で説明しなくてはならない。

加えて、自分の思いと他者から言われたこと・時間の感覚など主語・時期等を十分配慮して思

いを聞き取る、本人と連絡をとる場合、どのような手段がもっとも適切なのか、個別の障害特性に応じて配慮する、等が求められる。

### 3-1-2：地域全体をデザインする相談支援

#### (1) 地域のニーズ把握

地域のニーズ把握の中項目は①地域の埋もれているニーズへのアプローチ、②把握したニーズへの対応の2点である。

##### 1) 地域の埋もれているニーズへのアプローチ

このテーマは、発達障害の場合、いわゆる3障害以上に重要かつ難しい問題である。特に高機能広汎性発達障害がありながら、本人も家族も気づいていない、自覚していない場合がもっとも難しく、重篤な二次障害に至って医療機関・司法関係機関で発見されることになる場合が少なくない。

従って、どこに発達障害のある方がアプローチしてくるか地域アセスメントをしながら、ひきこもりやニート支援のグループ、子育て支援センター等の地域の関係機関のネットワークに参加し、発達障害の知識と理解を関係する機関にわかるように説明することが求められる。その場合、発達障害に気づいていない、あるいは抵抗感を持っていることを考慮し、インテークのところでも述べたパンフレットとは異なる、障害名よりも「生きにくさ」「困り感」を挙げて、相談できるところを紹介するようなパンフレットも必要である。

##### 2) 把握したニーズへの対応

発達障害としての特徴を理解することのメリット（学校で必要な支援を求める際に有効、就職に向けた練習や環境整備を依頼するとき有効など）を本人・家族双方に具体的に伝えながら、インテークにはじまる相談支援の流れに沿って丁寧な支援を進める必要がある。

#### (2) ネットワークの構築

中項目は①地域におけるネットワーク構築の取り組み、②ネットワーク構築における個別支援会議の活用の2点で、①については相談支援活動を通じた日ごろからの意図的なネットワーク作り、②について個別支援会議をとおした積み上げが実のあるネットワーク構築になるという意識化がポイントとされている。

この点については、ネットワークをつくることが何故、必要で重要であるか、これまでも



繰り返し指摘してきたように、丁寧に説明する必要はあるが、発達障害特有の留意点が多く存在する領域ではない。ただし、埋もれているニーズへのアプローチとも関わって、センターの機能を果たす特別支援学校や力量ある特別支援教育コーディネーター、ニート対策系の事業所、不登校・ひきこもり支援系の事業所などとのチームアプローチを視野に入れておく必要がある。

また、危機介入への準備として、必要に応じて警察や消防署、夜間緊急時に備え病院等との連携を行政も含めて申し合わせ、各関係支援者の緊急連絡網を作成しておくことも重要である。その際に、警察、消防署、病院等に対する本人の障害特性の情報提供や緊急時、本人の障害特性を明確に提示出来るような情報提供シートの準備をしておく必要がある。

### (3) 地域診断

中項目は①地域診断のための情報収集、②地域の課題の整理・報告の2点で、①についてはアウトリーチの情報収集、②について個別ケース対応の中からリアリティのある課題の整理・分析がポイントとされている。

この点については、発達障害の支援がまだ発展途上にあるため、先駆的事业や支援の方法についての情報収集をできているか、他の障害や生活困難な方の支援で活かせるものがないか、など柔軟な発想が必要となる。また、とかく直接サービスの比較に目がいきがちになるが、最初の入り口である相談支援事業の実施状況と発達障害の相談をどの程度受付けているかについてまず把握・比較できているかがポイントになる。

加えて、ライフステージの変化により課題が出てきやすいことを前提に資源の充足・不足を整理する必要がある。そのためには、ライフステージ直前で整理するのではなく個別支援やケア会議を通じて将来予測（イメージ作業）を早い段階で行えているかが重要になる。

### (4) 社会資源の改善・開発

中項目は①新しい資源づくりの1点で、地域診断にもとづいた Plan-Do-See-Action を相談支援事業所として取り組んでいるかがポイントとされている。

この点については発達障害特有の課題というよりは、発達障害を明確に位置づけた地域づくりを進めようとしているか否かが問われるといえよう。従って地域自立支援協議会などに発達障害の問題を明確に位置づけたり、相談支援事業所が発達障害者支援センター連絡協議会と有効な連携を図るといった工夫が求められる。

### 3-2. 結果2：発達障害者支援センター調査結果

以上のような概要で構成される「発達障害版振り返りシート」を全国の発達障害者支援センターに照会をかけ、項目・内容についてコメントをいただくアンケート調査を実施した。以下に結果を示すが、項目は直接コメントを頂いたものだけを取り上げている。また、回答文に見られる①、②等の数字は「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の検討欄7領域（①本人の受容、②家族の受け止め、③支援の順序・組み立て、④障害特性への配慮、⑤相談支援へのチャンネル（掘り起こし、連携）、⑥相談継続への配慮、⑦その他）を表している。

#### <個別ケースに対する相談支援>に関する項目

##### (1) インテーク

##### 1) 相談支援事業所の基本姿勢

①相談支援事業所の存在をPRする取り組みをしていますか。

※全体についてですが、記載内容については良いかと思います。特に、発達障害の特性ならではの困難さに配慮したアイデアなどは重要だと思います。特性を知らずにただ話を聞いていると、すごく理解力のある人のように思えて、実は全く、伝わっていなかったと言うことが生じると思いますので。また、全体を見ると情報量が非常に多いため(大事な情報ではあるのですが)、人によっては、じっくり見て活用するというふうにならないような心配があります。チェックツールとしての使いやすさも重要ではないかと思いました。

②発達障害者(家族)向けパンフレットの工夫が必要である。←「家族」を入れるのはどうでしょう

①、②について、発達障害をもつ人が支援につながる時の窓口は、各自治体によってさまざまなので、県の取り組みとして発達障害をもつ人がこんな時はこんなところに相談に行くことができるということをパンフレットという形にして整理する方が、X県では現実的なように感じます。周知が徹底されているのであれば、この段階で充分のように感じますが…。

②持ち込まれた相談を全て受け付けていますか。

支援センターが発達障害者に対しての専門的な支援機関として機能するために、他の相談機関や行政窓口等の一次機関からの紹介を経て対応している。

③(就労)支援の流れについて、分かりやすく説明する必要がある。

## 2) 相談支援専門員の基本姿勢

①十分な時間をとって相談を受けていますか。

⑦家族を含めた周囲の人の障害の理解がない中で本人の葛藤がある場合、本人家族双方向で安心した関係作りが大切

②利用者の不安な気持ちを受け止めようとする姿勢を持っていますか。

③主訴の内容を整理する。

①について、本人が抱える不安要素をうまく言語化できない可能性に配慮できるかどうか最大のポイントだと思います。

③利用者の訴えをじっくり聴いて、その本音を引き出せていますか。

複数のスタッフで対応できる場合、本人、家族のニーズが違う場合や過去の辛いことを家族に言われることが嫌な方もいらっしゃるのいで場合によっては、部屋を分けて対応することもある。

①について初回面接で「質問」が多くなると、窮屈な感じ、話しづらい印象をもたれる場合があるので、本人が自分から話をするようであれば、特に初回はできるだけ遮らずに聞くことも重要。確実に聞いておきたい事項がある場合は、紙に書いてこれを聞くということを見てわかるように伝える方法も有効。

①本人の受容:情報整理の際のホワイトボードの活用

④障害特性への配慮:「本人にわかる形での提示」については、家族にも必要な場合が多い。

④次回の約束や対応を決めてから相談を終了していますか。

⑤他の利用可能な相談機関を紹介する。

## 3) 場所・手段・時間等

①窓口は、分かりやすく、行きやすい場所に設置していますか。

②複数の機関が併設されている場合、どの窓口に行けばいいのか、分かりやすく説明する。

④開所時間・開所曜日以外でも対応できる体制をとっていますか。

③公立の支援センターの場合、平日以外の相談受理は困難である。

## (2) アセスメント

### 1) 相談支援専門員の基本姿勢

①本人に直接会って話を聴いていますか。

②家族に内緒で相談にくることが多いため、家族関係に配慮する必要がある。⑥センターからの連絡を嫌がる場合も多いため、連絡待ちになり、その結果相談継続が難しい場合がある。

②利用者本人のニーズを確認して進めていますか。

①について、実現できそうにないニーズを抱えている場合でも、まずニーズとして受け止め、なぜそれを実現したいのかを確認する。そのうえで、優先順位づけを行い、場合によっては現実的な理由を説明する。「できない」と否定されることは自己評価の低下を招くので、「こういうことができる」という説明を必ず入れるように配慮する。

④について、ニーズを聞き取る時に、「どうしたい？」という質問では答えが返ってこない可能性がある。選択肢を提示し、その中から選ぶことを何回か行いながら、意見を整理していくことも必要な場合がある。

③利用者の新たなニーズを発見しようとする姿勢を持っていますか。

②・・・別のニーズ(家族の関係性や家族背景等)を入れるのはどうでしょう

### 2) 情報の収集と整理

④必要に応じて利用者の家族や所属する施設・事業所等、利用者に関係する人の同席を検討しているか。

⑦同行同席の支援に際して、相手方がかまえてしまわないように適切な距離を持ち、同行同席を希望しない場合は書面等でやりとりします

④について、利用者に関係している人との関係がうまくいっていない場合には、利用者の了解を得ながら別の機会に話をする機会をとることも検討する。同席者が増えた場合に、不安や混乱が生じることがないかを確認しておく必要もある。

⑤について、障害の特徴や配慮については、企業や学校で行われている対応を否定するのではなく、付け加えることや、特徴や配慮を生かす形での伝え方が必要である。

⑥情報収集・整理したニーズを本人に理解できるように説明し、確認を取っていますか。

⑤他機関からの情報収集が必要な場合、同意をとるなどの配慮が必要である。

### 3) 客観性の担保

①必要に応じて利用者の家族や所属する施設・事業所等、利用者に関係する人から聞き取りをしていますか。

①について、本人が、家族や関係者に対して拒否的な思いがある場合には、それが何から来るものか慎重に判断する必要がある。認知的な偏りによって拒否的な思いをしている可能性もあるので、周囲から情報を得ることを本人に了解を得ながら進めていく必要がある。

②市町村行政と協働でアセスメントを進めていますか。

#### ⑦行政窓口担当者の支援技術の向上

①について、福祉制度を利用することのメリット・デメリットについてできれば視覚的にわかるように表や図などを用いて説明し、本人が納得することができるように配慮する。

③専門機関に二次アセスメントを求めていますか。

①、②について、外部の関係機関から専門的な評価を受けることのメリットを言葉で説明しながら図解し、視覚的にわかるように伝える。

### (3) 個別支援会議の開催

#### 1) トータルな生活支援における個別支援会議の開催

③必要に応じて随時開催することが原則になっていますか。

#### ⑦会議事務局機能が明確化されることが重要

⑤メンバーは固定せず、その時々を利用者のニーズ・状況に応じた複数の機関に呼びかけていますか。

③について、「発達障害の理解を深める」というよりも、「本人の持つ障害特性とそれに対する具体的な対処の手立てを増やしていく」表現の方が具体的なのかもしれません。スローガンになってももったいないので…。

⑧個別支援計画が市町村の支給決定に連動していますか。

④について認定調査だけでは測れないということが、もう少し具体例として示せるとより分かりやすいように思います。時間の管理、お金の管理、対人関係の苦手さといったことでしょうか？

#### (4) 個別支援計画の作成

##### 2) 利用者の尊重

①計画作成にあたって利用者の意見を取り入れていますか。

①について、「支援会議の場では本人がうまく話せない可能性がある場合には、事前の打ち合わせを行い、自分の思いとして何を伝えるか確認しておく」ということを付け加えては？

④計画の様式や計画内容の伝え方に工夫をしていますか。

①説明した内容を正しく理解しているか確認しながら伝える。

##### 3) 関係機関との連携

①計画作成にあたって関係機関の意見を取り入れていますか。

⑤について、本人の持っている特性を生かしていけるような伝え方の工夫をする。できないことや困っていることがある場合には、できないことがわかった段階で連絡を取り合うことを確認する。特に、支援を開始した直後は、聞き取りを頻繁に行うことを心掛ける。

②計画実施にあたっての役割分担（フォロー体制を含む）を決めていますか。

当県で発達障害者支援体制整備事業の一つとして、連携ワーキンググループで、現在、どう他機関と連携を図るかの”こつ”をQ&A形式で参考にできる「チームアプローチのすすめ」という冊子を作成しているところです。その中でも、個別支援を展開していると気づくのですが、この分野での言葉やキーワードの使い方なのです。発達障害者支援の中での「キーパーソン」と高齢者ケアマネジメントでの「キーパーソン」は異なるように思うのです。そういうところから、用語を整理できると個別支援会議の席でも小さな地域は高齢者支援も障害者支援も行う方は同じ方であったりしますので、大切なところであると思い、現在整理しているところです。

④地域の社会資源を活用して、チームアプローチの視点で計画を作成していますか。

③について、「それぞれの関係機関が同じ方向で支援を行っていくための共通理解ができるかどうか重要である。本人の思いや価値基準との照らし合わせは常に行いながら、それぞれの機関ができることを確認していく必要がある」

④について、「言ったことと正反対の行動をとる可能性」が考えられる場合は、それを制止するのではなく、特性としてそのような行動をとる可能性があることを関係機関の間で確認しておく。そのうえで、必要に応じて情報交換の場を設けていく。

⑤インフォーマルな社会資源も活用しようと努めていますか。

⑦インフォーマルな社会資源と公的制度補完を個人レベルで支援展開完結しないこと、限界性を認識することが重要

(5) モニタリング

1) 個別支援計画におけるモニタリングの実施

③必要に応じて計画を変更していますか。

③本人の理解度に応じて、臨機応変に柔軟に計画を見直す。

2) 個別支援計画の実施状況の把握

①利用者の生活の現場に向向いて計画の実施状況の実態把握に努めていますか。

④について、行動の変化が本人の状態の変化に連動する可能性があることを考慮し、それまでと違う行動が出てきたときには、本人や家族、関係機関から情報が伝わってくるようにする。変化が見られた時には迅速に対応できるように準備しておく。

②定期的に利用者・家族と連絡を取り、計画の実施状況について意見を聞いていますか。

⑥について、達成できていることや、本人なりの変化が見られたことに注目する。できていることについて、本人・家族に返しながらか、できていないことについては、目標の見直しや、これまで有効だった手立ての聴取も含めて、「一緒に解決策を考える」「できるだけアイデアを出して本人と一緒に考える」スタンスで取り組む。

<地域全体をデザインする相談支援>に関する項目

(1) 地域のニーズ把握

1) 地域の埋もれているニーズへのアプローチ

①地域の埋もれているニーズにアプローチしようという姿勢がありますか。

④は、ここに入るのでしょうか？空欄でいいのではないのでしょうか？

(2) ネットワークの構築

③相談支援事業所の活動の結果として、地域のネットワーク作りが進んでいますか。

⑦相談支援事業所の担当する地方行政組織が、利用者ニーズに着目し縦割り行政をのり終えて機関連携する覚悟があるかどうかで、相談支援事業所同士のネットワークになってしまう。

### 3-3：結果3：＜発達障害版相談支援振り返りシート＞

結果2を受けて修正したものが＜発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009＞である。紙面構成上の関係から本章＜補論＞の後に掲載したのでそちらを参照頂きたい。

#### 4. 考察～発達障害者に対する相談支援体制の在り方について

発達障害版相談支援振り返りシートを作成する過程ならびに同シートに対する発達障害者支援センターの意見集約を通し、発達障害者に対する相談支援体制の基本設計は2007年度の「地域移行を可能にする相談支援体制に関する調査研究」によって同定された「市町村・相談支援事業の役割・業務フロー」に基づくべきであること、しかし同時に、様々な点で発達障害ゆえに必要な配慮や留意点があることも示唆された。ここでは、後者について5つのポイントにわけて整理しておきたい。

##### (1) インフォームド・コンセント

例えばインテークにおいて、たらい回し感を持っている本人と「何故、障害者の相談支援事業所にきたのか」を一緒に探るところから始める、例えば相談の日程や時間、場所や方法などについて一緒にルールを決める、あるいは何故他の機関と連携したり、ネットワークを作るのかについて説明した上で同意を得る、など多くの支援場面でインフォームド・コンセントが重要であることが繰り返し指摘されてきた。インフォームド・コンセントが重要なのは発達障害に限ったものではないが、このプロセスを軽視すると、ワーカーとクライアントの関係が即刻崩壊したり、修復が非常に困難になる、という点が発達障害者の場合、とりわけ顕著である。ある意味で極めて論理的な思考をする特徴を有していることからくる配慮・留意点であるが、インフォームド・コンセントの重要性をもっとも明確に教えてくれる存在とも言えよう。

##### (2) 障害特性への適切な配慮

本人と直接、面接を行う領域（インテーク・アセスメント・個別支援会議の開催・個別支援計画の作成・モニタリング）においては、やはり障害特性への適切な配慮が欠かせない。振り返りシートの中でその詳細をすべて書き込むことはできなかったが、この点はⅢ章で取り上げる「発達障害対応ポイント集」の作成過程で整理した。ここに先立って障害特性への対応を以下に掲載しておきたい。

なお、発達障害、とりわけ高機能広汎性発達障害に見られる障害特性といっても、その組み合わせ、強弱、困り感との関連具合は実に多様で、その人の在りようはオンリーワンである。従っ



て、相談支援専門員が発達障害について丁寧に学んでいける仕組みづくりが求められる。

#### <障害特性への配慮>

##### 1.感覚に関する困難さ（過敏さ、または、鈍感さ）

臭い、照明、部屋に差し込む光、様々な音、室温、相談に参加する人数、等々、五感で感じられる相談室の様々な刺激について、ご本人の要望をよく聞くようにしましょう。

##### 2.社会性に関する特性

向かい合う配置や、最もコミュニケーションしやすい方法を協議しましょう。

相談者の話の意図が十分伝わっていない場合がありますので、時々確認しましょう。

##### 3.注意・集中に関する特性

突然話題が変わることがあります。今何について話しているのかの確認作業を心がけましょう。

##### 4.記憶に関する特性

言葉だけのやりとりではすぐに忘れてしまうことがあります。話の流れをメモしましょう。

話の内容をわかりやすくするために絵や図を用いたり、フローチャート図も使って伝えることも有効です。時間経過が分かるようなタイムスケジュールを示すことも必要かもしれません。

また、以前経験した嫌な出来事を鮮明に覚えている事もよくあります。突然思い出してイライラされる事（フラッシュバック）もありますので、その様なときには、気持ちを落ち着かせられるよう、その方に合った配慮をしましょう。

##### 5.衝動をコントロールする力

思い立ったらすぐに決めてしまう、また発言してしまう事がありますので、その言葉を鵜呑みにしないで常に説明、確認を心がけましょう。

##### 6.自己選択の弱さ

自分で決めることがとても苦手な人もいます。あまり多くの情報を一度に提供しないで、相談を何度かに分けて時間をかけて進めていきましょう。

##### 7.柔軟に思考することや変更が苦手

一度こうと思いつくと、その気持ちをなかなか変更ができない人もいます。『決定』は急がず、あせらずをモットーにしましょう。

##### 8.自発的に行動することが不得意

相談の過程で『次回までにはここまでがんばりましょう』と決めていても、うまくいかない人、できない人もいますので、“確認しながら一緒にする”ことも必要な手立てのひとつです。

##### 9.計画性の問題

計画を進める際に、細かいところまで一緒に決めておかないとうまく進まない場合があります。『こんなことまで…！』と感情的にならず、少しずつ一緒に考えていきましょう。

##### 10.継続することの問題

様々な理由によって、最後までやり遂げることが苦手な人もいます。スモールステップ（小さな目標設定）を心がけて、達成できたことのかめや承認をすることで、自尊心を傷つけないようにしましょう。

### (3) 発達障害者に対応できるサービス事業所の育成

相談とは利用者の困り感を聞くことに終始しては意味がなく、その人の自立と共生を進めるために必要なサービス利用につなげること、そのサービス利用が必要十分に実施されているかどうかを見守ること、その結果、利用者の QOL が向上しているか評価することが本来の仕事である。つまり、発達障害者に対応できる相談支援事業は、発達障害者に対応できるサービス事業所との有機的な協力体制が不可欠なのである。

今回の研究ではこのサービス事業所の発達障害者に対する対応力を直接調査しているものではないので、問題提起のみになるが、上述した障害特性への配慮を十分行えるサービス事業所の育成が、同時に大きな課題と言えよう。

### (4) 発達障害者をわかるだけでなく、支えることができる人材の育成

上述したように相談支援事業所にしても、サービス事業所にしても、例えば「発達障害」の特性が「わかる」だけでなく、一人でも発達障害者を支えることが「できる」人材の育成が急務であるが、こうした人材をより多様に、柔軟に育成して発達障害にやさしい街づくりを進めていく必要がある。彼らは発達障害者支援を専門とする事業所のみで生活するのではない。ごく普通の地域の社会資源によってその生活の多くはカバーされる現実と、その社会資源を動かしている人との関係性で困惑しているという現実を目を向ける必要があるのである。要するに発達障害のある A さんにとって、過ごしやすいお店、公共機関等々を一つ、二つと増やしていくことが重要なのである。この点については一関市の NPO 法人「ええ町づくり隊」が商店街の店員さんに対する自閉症理解教育を自閉症の人たちとともにすすめるという優れた先行モデルがある。また、IV 章で紹介する大分県発達障害者支援センターによる〈発達障がい者支援専門員〉養成は「わかる」から「できる」人づくりのスーパーバイズをできる人材育成システムとしてきわめて注目に値する。いずれにせよ、こうした取り組みをさらに広めていく必要があろう。

### (5) 支援につながっていない要支援者とのアクセスポイントづくり

「地域の埋もれているニーズへのアプローチ」にいても触れたように、きわめて重要な課題である。就学前における早期発見、小学校・中学校という義務教育段階における特別支援教育を通じた発見、高校および高等教育機関における「特別支援教育」と「発達障害」理解の促進、不登校・引きこもり支援機関、ニート対策・就労支援機関における適切な対応と発見などをどのような仕組み、すなわち「障害を見落とさない、放っておかない」システムとして構築できるかが問われている。